

令和2年度 第2回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月16日（木） 10時55分～11時45分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 藤本 真理 真伏 利典 三好 正人 八木 規夫 安井 広伸
労働者代表 太田 美子 加鹿 康夫 鈴木 基生 高津 健一 田所 伸吾
使用者代表 遠藤修一郎 栗須百合香 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 三重県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について
- (4) その他について

5 開 会

（指導官）

定刻より少し早いのですが、皆様お揃いになりましたので、只今より令和2年度第2回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

では、先ず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてでございますが、15名の委員の内、西場委員から欠席のご連絡を頂戴しております。

従いまして、14名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を行ないましたところ、傍聴申込があり、隣同士の間隔を空け、4名の傍聴を認めておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます。

（局 長）

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局 長)

三重労働局長の西田でございます。

本日は、長い梅雨の中久々に晴れ間が見えているという中、ご多忙中にも関わらず、令和2年度第2回三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、従前より、最低賃金審議会の円滑な運営に多大なるご協力を賜っておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、「三重県最低賃金」の改正決定について諮問させていただくこととしております。

併せて、特定（産業別）最低賃金につきましても、改正決定の申出がありました4業種に係る「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただくこととしておりますので、よろしく申し上げます。

賃金改定と非常に密接な関係にあります経済情勢においては、直近の内閣府の「月例経済報告」が、本年6月19日に出ておりますが、総括判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」としており、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされているところでございます。

また、三重県の現在の雇用失業情勢等につきましては、5月の有効求人倍率の季節調整値は1.17倍で、前月1.29倍より0.12ポイント低下するとともに、対前年同月の1.70倍から0.53、率にしまして31.2%減と弱い動きで推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響によるところが大きいものと思われるところでございます。

労働局としても、引き続き、感染拡大防止に全力を尽くすとともに、雇用調整助成金等を活用いただきながら、労使各位のご協力により雇用の維持に努めてまいりたいと考えております。

経済の好循環を実現させるためには、最低賃金を含めた賃金の引上げは重要であり、第2次安倍政権発足以降、賃金引上げのための環境整備に全力を挙げ、平成25年度以降の7年間で、全国加重平均で152円の引上げがされております。

今年度の最低賃金の在り方につきましては、6月3日に開催された全世代型社会保障検討会議において、総理より、「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1,000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることを最優先課題である」との政府としての考え方を示され、厚生労働大臣に

対し、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう」指示されているところでございます。

本年度の審議会は、こうした状況についても十分考慮いただきながら、審議を始めていただくことになり、委員の皆様におかれましては、各々のお立場から様々なご意見があらうかと存じますが、慎重かつ闊達なご審議をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

(指導官)

それでは審議会の議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、会長よろしくお願いたします。

6 議 事

(1) 三重県最低賃金の改正決定について（諮問）

(会 長)

委員の皆様には、ご多用のなか本審議会にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

いよいよ梅雨も明けかけになってきておりますけれども、例年、梅雨末期には各地で色々なところで集中豪雨、甚大な被害が出ております。今年も先日、熊本、近くでは岐阜長野でも大きな被害が出てしまいました。気象庁からは50年に一度というような警戒情報が毎日のように発動されるとなると、これが当たり前なんだというように考えていかなくてはいけないんだろうなと思います。

またその中で、今、コロナの状況が続いております。収束に向かうのかと思いきや、第二波に向かいつつあるのかなというような状況にあるところでございます。

このような中で、日本経済は厳しい状況であり、我々の審議も非常に難しい環境に置かれていると思っております。この審議会も三密を避ける対策を取りながら、皆様ご審議をよろしくお願いたします。

では、これより令和2年度第2回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。

議事に入ります前に本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 加鹿委員、

使側は 別所委員

を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、先ず、議事の1番目、「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をお受けしたいと思っております。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

(局 長)

最低賃金の改正決定について諮問をします。最低賃金法第 12 条の規定に基づき三重県最低賃金の改正決定について貴会での調査審議をよろしくお願いいたします。

その後、(写)を各委員に配付する。

(会 長)

只今、局長から諮問文を頂戴いたしました。
皆様には、その写しが今配布されたところでございます。
それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

— 指導官、 諮問文を朗読 —

(会 長)

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

それでは、私の方からご説明させていただきます。

お手元に、本資料と、本省ホームページで公開されております「第 1 回目安に関する小委員会配布資料」、「第 2 回目安に関する小委員会配布資料」を配布しております。及び「令和 2 年度全国賃金課室長会議（テレビ会議）資料」、の公開できる資料もお配りしさせて頂いております。

先ず、三重県最低賃金に関しまして、ご説明させていただきます。

最低賃金制度については、低賃金労働者の保護、公正競争の確保、労使関係の安定の促進に役立っているところですが、これまで紆余曲折を経まして現在に至っております。

現在の審議会方式による決定方式につきましては、昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申により定められたものですが、この内容は、全国的に整合性のある決定が行われるよう 47 都道府県をランク分けし、最低賃金改定の目安額を作成して一定期日までに地方最低賃金審議会に提示するというものでございます。

この目安制度は昭和 53 年から導入されていますが、本年も厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、地域別最低賃金額改定の目安について 6 月 26 日に諮問され、目安小委員会に審議が付託されました。

つきましては、地方の最低賃金審議会におきましても、中央最低賃金審議会から今後示される目安額に基づき、審議する必要が生じたので、今回、三重労働局

長から三重地方最低賃金審議会会長に諮問をさせていただいたところでございます。
よろしく願いいたします。

続いて、お手元の本資料に基づき、最低賃金を取り巻く情勢について、順次、説明をさせていただきます。

例年、示させていただいております資料の説明でございますが、資料としては、資料1から資料7までとなっております。

1 資料1をご覧ください。

これは本年の全国の春季賃上げ妥結状況です。

(1) 先ず、連合の令和2年7月2日集計、7月6日公表の第7回集計でございます。

これは、集計組合員による加重平均・定昇相当込み賃上げ計による集計の平均賃金方式となっております。

(ア) 全体では、

令和元年の賃上げ率は2.07%で金額5,997円アップ、
令和2年の賃上げ率は1.90%で、金額で5,506円アップでした。

(イ) 300人未満では、

令和元年の賃上げ率は1.94%で、金額で4,765円アップ、
令和2年の賃上げ率は1.81%で金額4,464円アップでした。

(2) 次に、経団連の令和2年5月21日及び6月12日第1回集計をご覧ください。

現時点での回答集計の状況によりますと

(ア) 500人以上の、現時点での集計となりますが、大手企業の集計では、
令和元年の賃上げ率は2.43%で、金額で8,200円アップ
令和2年の賃上げ率は、2.17%、金額で7,297円アップとなっております。

(イ) 500人未満の中小企業の集計では、

令和元年の賃上げ率は1.89%で金額4,815円アップ、
令和2年の賃上げ率は1.72%で金額4,471円アップとなっております。

以上のとおりの妥結状況となっております。

2 次に資料2をご覧ください。

この資料は三重県における令和2年の定期給与、出勤日数、労働時間等の状況を、産業別に前年と比較したものです。

規模5人以上と30人以上で分類しておりますので、先ず、上段の規模5人以上の表をご覧ください。

・産業区分の1番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、257,322円、前年度は254,300円でしたので、前年度比プラス1.2%、となります。

・「所定内労働時間数」は、128.6時間、前年度は131.0時間でしたので、前年度比マイナス1.8%、となります。

・「所定外労働時間数」は、12.0時間、前年度は12.2時間でしたので、前年度比マイナス1.7%、となっています。

次に、下段の規模30人以上の表をご覧ください。

・産業区分の1番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、287,084円、前年度は285,760円でしたので、前年度比プラス0.5%、

・「所定内労働時間数」は、132.8時間、前年度は135.2時間でしたので、前年度比マイナス1.8%。

・「所定外労働時間数」は、14.6時間、前年度は14.0時間でしたので、前年度比プラス4.0%、となっております。

3 次に、資料3をご覧ください。

労働経済指標の推移でございます。

(1) 先ず、区分の2列目「消費者物価指数」を見ていただきたいのですが、指数につきましては、右上に書いてありますが、平成27年を100とする方式で、また、三重県の数値は県庁所在地（津市）の数値を用いています。

上から3段目の令和元年平均を見て頂きますと、

全国は102.3で前年比プラス0.6%、

三重県は101.7で前年比プラス0.2%という状況になっています。

(2) 次に、有効求人倍率についてですが、推移が分かりやすいように別途グラフ化したものをお付けしています。

令和元年度平均は全国が1.55、三重県が1.57となっています。

(3) その右が、現金給与総額の名目賃金指数と実質賃金指数です。

(ア) まず、名目賃金指数ですが、

① 全国の令和元年平均は、

規模 5人以上が102.2で、前年比マイナス0.3%、

規模 30人以上が102.7で、前年比マイナス0.2%

という状況になっております。

② 三重県では令和元年平均は、

規模 5人以上が100.2で、前年比プラス0.6%、

規模 30人以上が104.7で、前年比プラス0.4%

という状況になっております。

(イ) 次に、実質賃金指数ですが、

① 全国の令和元年平均は、

規模 5人以上が99.9で、前年比マイナス0.9%、

規模 30人以上が100.4で、前年比マイナス0.8%

という状況になっております。

② 三重県では令和元年平均は、

規模 5人以上が98.5で、前年比プラス0.3%、

規模 30人以上が102.9で、前年比プラスマイナス0%

という状況になっております。

4 次に資料4「鋳工業生産指数及び鋳工業製品在庫指数の推移」をご覧ください。

鋳工業指数につきまして、「指数の基準時に関する統計基準」（平成22年3月統計基準設定）において、5年毎に更新することとされまして、西暦の年数の末尾が0または5である年とする」とされていることから、今回も、現行の基準時である平成27年（2015年）を基準時としております。

また、在庫指数については、採用品目数が少ないため、生産指数の採用品目が184品目・在庫指数の採用品目は103品目となりまして、「鉄鋼業」、「非鉄金属工業」を「鉄鋼・非鉄金属工業」というふうにまとめたりという表示に変わっております。

指数値は、平成27年の平均を100.0とした比率で、三重県の鋳工業生産指数は、平成29年平均107.3、平成30年平均110.7と上昇していましたが、令和元年平均は、106.7と減少しております。

三重県の鋳工業製品在庫指数は、平成29年平均85.9、平成30年平均88.2、令和元年平均91.0、となっております。

5 次に資料5「安定所別有効求人倍率の推移」をご覧ください。

令和2年5月の三重県の有効求人倍率の季節調整値は、1.17倍であり、前月を0.12ポイント下回っております。

県内の雇用情勢は弱い動きで推移しております。

都道府県順位は、前月の23位から27位になっております。

なお、後ろにご参考までに、各安定所別の「新規学卒者の初任給情報」をお付けしております。

6 例年、資料6は、例年は6月20日頃に閣議決定されます「経済財政運営と改革の基本方針2千何年」という、いわゆる骨太方針をお示しさせていただいているところですが、今年は未だ閣議決定されておられません。1か月程度遅れるとの情報が入っておりますため、今回は、それに代わるものを探させていただきました。首相官邸ホームページに公開されております、6月22日に総理大臣官邸で開催されました「令和2年第9回経済財政諮問会議」の「新たな日常」の構築に向けて（地方、社会保障）、及び骨太方針に向けて、について」の議論の中の総理が述べられた内容を資料とさせていただきます。

その中の本年の骨太方針の策定に向けたご発言は、「本年の骨太方針は、今回の感染症の拡大で明らかになった我が国の課題に正面から向き合い、新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指すべく、それに向けた社会変革の方向性を盛り込んでいきたいと思っております。西村経済財政政策担当大臣におかれては、各府省と連携して、策定作業に取り組んでいただきたいと思います。」と述べられています。

7 続きまして資料7をご覧ください。

こちらと同じく例年6月20日頃に閣議決定をされております「成長戦略実行

計画・成長戦略フォローアップ・何年度革新的事業活動に関する実行計画」の関係部分の抜粋をお示ししているところではございますが、こちらはまだ閣議決定されておられませんので、こちらも今回は、首相官邸ホームページに公開されております、総理大臣官邸で6月3日に開催された「全世代型社会保障検討会議」での総理の述べられた内容を資料とさせていただきます。

この中で、最低賃金関係について、総理が述べられた内容は、「本日は、まず、労使の代表に参加していただき、今年度の最低賃金の在り方について、議論を行いました。

賃上げは、成長と分配の好循環を実現する鍵となるものであり、安倍政権として積極的に取り組んでまいりました。その中で、最低賃金は、政権発足前の10年間で、全国加重平均で86円の引上げにとどまっていましたが、政権発足後の7年間で152円引き上げました。また、昨年度は27円の引上げとなり、現行方式で過去最高の上げ幅となっています。さらに昨年、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す、との方針を閣議決定いたしました。経済の好循環を回していく上で、賃上げは重要であり、中小企業の取引関係を適正化しつつ、この方針を堅持します。

他方で、本日の議論にあったように、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であります。

加藤大臣におかれては、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めていただくようお願いいたします。」と述べられています。

以上が、三重県最低賃金の改正諮問させていただきました背景等に係る資料説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

只今、事務局の方から、本日の諮問の趣旨とその背景等を説明いただきました。沢山の資料の説明でございました。

これに関してご質問等はございませんでしょうか。

なにぶん資料が膨大ですので、今すぐにとはなかなかいきませんが、また、後ほどでも結構ですので、ご質問ありましたら対応させていただきますかと思っております。

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

(会長)

今は特段、ご質問もございませんようですので、次の議題に移らせていただきます。

議題の2番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」

の諮問をお受けしたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

(局長)

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問いたします。よろしく申し上げます。

— その後、(写)を各委員に配付する。 —

(会長)

只今、局長の方から特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問文を頂戴いたしました。皆様には、写しが配布されたところでございます。それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

— 指導官、諮問文を朗読 —

(会長)

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局から説明をお願いします。

(室長)

それでは、三重県特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無に関しまして、ご説明させていただきます。

資料といたしまして別冊資料をご覧ください。

先程の諮問の中にも別添のとおりとあったところでございますが、その別添というのがこちらの別冊資料の方に付けてありますのでご覧ください。よろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

これは、令和2年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等の申出に係る状況を取りまとめたものです。

今年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等につきましては、ガラス・同製品製造業以下4業種について、7月10日の申出締切日までに、「申出書」が提出され、所要の内容審査を行った上で申出書の受理をさせていただいたところでございます。

申出の要件は、「最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の産業別最低賃金に係る申出については、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されていること。」（新産業別最低賃金の運用方針1(2)）というのがございます。

「申出による労働協約等の適用労働者数」は、各申出代表者から提出のあった申出書に記載してある基幹的労働者数を入れてございます。

「比率」は、「申出による労働協約等の適用労働者数」を「センサス等の基幹的労働者数」で除した比率となっております。

例えば、ガラス・同製品製造業を見ていただきますと、「センサス等の基幹的労働者数」が1,595人、「申出による労働協約の適用労働者数」が772人ということで、「比率」の欄をご覧くださいと、48.4%となっております、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしております。

順に、他の業種を同様の見方で見ていきますと、電線・ケーブル製造業が35.0%、電気機械器具製造業が67.5%、自動車・船舶製造等の輸送用機械器具製造業が54.6%となっております。改定の申出のありました各産業（4業種）は、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしているものと判断いたしました。なお、3月に意向表明のありました6業種の内、「洋食器・刃物・手道具・金物類製造業」及び「一般機械器具製造業」につきましては、7月10日までに申出書は出されておられません。以上でございます。

よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

只今、本日の諮問の趣旨と背景につきまして説明をいただきました。ご質問等はございませんでしょうか。

(別所委員)

すみません、よろしいでしょうか。

(会長)

別所委員、どうぞ。

(別所委員)

今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大というものが、経営に及ぼす影響が非常に大きく、今後の議論がかなり難しいものになってくるのではないかと考えられますので、例年同様、小委員会で議論しては、どうかと思っております。いかがでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。

只今、別所委員から貴重なご提案がありました。私も同様に考えているところでございます。

それでは「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をお受けしましたので、これについてどう取り扱うかを審議するための小委員会を設置することといたしたいと思っておりますが、設置することにご異議ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

異議がないということですので、小委員会を設置して、改正決定の必要性について、別途、審議していくことといたします。

なお、小委員会の委員につきましては、三重地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、会長が指名をするということになっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。

労側 太田委員、加鹿委員、田所委員

使側 栗須委員、西場委員、別所委員

公益 真伏委員、三好委員、私、安井

の9名の委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

後日、当該委員へ事務局から指名書の交付をお願いします。

(室長)

承知しました。

(3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

(会長)

それでは、次の議題である

「三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

(室長)

はい。まず、次回の最低賃金審議会の日程についてですが、現在のところ、予定通り進めば、7月20日(月)に中央最低賃金審議会が第4回目安小委員会が開催され、その後に目安にかかる答申がなされる予定となっております。

当審議会としましては、次回、この目安の伝達等をさせていただければと、考えております。

つきましては、次回の審議会は、7月30日(木)を考えています。これで日程調整をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(会長)

只今、次回の第3回審議会の日程についてのご提案がありました。

この日は、地域別最低賃金改定目安額の伝達をお受けするということになると思います。

7月30日(木)ということですがけれども如何でしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第3回審議会を7月30日(木)午前11時から開催します。

事務局の方で、日時・場所等の再確認をお願いいたします。

(室長)

はい、次回の第3回本審は、7月30日(木)の午前11時から、場所は本会場ということでよろしく申し上げます。

なお、先程「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をさせていただきました

たので、最低賃金法第 25 条第 2 項の「審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」とする規定に基づき、専門部会の設置することとなります。

つきましては、専門部会委員の推薦公示につきまして、ちょっと期間が短くなるのですが、「本日公示し、7 月 27 日（月）締切り」ということで公示の準備を進めたいと考えております。

また、審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び使用者の意見を聴く旨及び意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を提出すべき旨の意見聴取に係る公示も同様に「本日公示し、7 月 27 日（月）締切り」で進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(4) その他について

(会 長)

はい、ありがとうございました。

第 3 回の日程が決まりましたので、それまでの日程が非常にタイトになってしまいますが、その日程で進めて参りたいと思いますので、委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

その他として事務局のほうから何かありますか。

(指導官)

はい、それでは、少し時間をいただきまして、中小企業・小規模事業者への支援策について、雇用環境・均等室の久保田雇用環境改善・均等推進管理官から説明をさせていただきたいと思います。

監理官お願いします。

(監理官)

雇用環境改善・均等推進監理官の久保田です。

前回の審議会で、最低賃金の引上げを円滑に行うための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、「働き方改革推進支援センター」の個別相談事業、業務改善助成金等についてご説明させていただきました。

「働き方改革推進支援センター」は、生産性向上による賃金の引上げや、就業規則の見直し、時間外労働時間の削減、同一労働同一賃金など、個別企業に対して、様々な相談対応を行っております。

4 月から 6 月までの同センターの相談件数は、86 件。セミナーの開催や研修会、説明会等への講師派遣件数は、1 回でございました。

また、厚生労働省では、働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金のてびき「生産性向上のヒント集」を作成しております。

お手元の資料 8 をご覧ください。

この冊子では、助成金の活用により、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施

し、時間外労働時間の削減や、賃金の引き上げなどを行った、具体的な業務改善事例が記載されております。

最低賃金引き上げが円滑に進むよう、各種会議、集団指導などで、実際の活用に繋がるよう紹介しておりますことを、報告させていただきます。

以上でございます。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

ただ今ご説明いただきました「働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金と支援事業の説明」について、今、助成金等が話題の時代ですが、何かご質問などはございませんでしょうか。

これもまた、冊子をご覧頂きまして、また後ほどご質問等ございましたら対応をさせていただきます。

ありがとうございました。

その他委員の皆様ご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

では、特にないようでございますので、先程、第3回の審議会の日程も決めていただきました。

また、前回の審議会におきまして今年も三重県の最低賃金の効力発効日を10月1日を目指して進めると決めさせていただいたところでございます。

約三週間余りですかね、日程がタイトになってまいります。委員の皆様にはご多用の中ではございますが、本審議会にもご参加頂かなければなりませんし、コロナの状況の中、梅雨が明けて暑くなってくる中で、マスクをしながら密を避けながら、今までにない環境の下での審議会を進めていかななくてはなりません。委員の皆様、その中でも特に専門部会にご就任を頂く委員の皆様方には十分体調を整えて頂きまして、慎重な十分な審議をして頂きますようお願いをしておきます。

では、以上を持ちまして令和2年度第2回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上